

恵み野中央公園改修 要求水準

1 整備方針

令和7年3月策定予定の恵み野中央公園改修基本計画に基づき、多様な機能や役割を担っている本公園の現状を踏まえつつ、安全で快適な地域コミュニティ形成の一翼を担う空間の創出や豊かで潤いのある生活と都市環境の形成、災害時における一時避難所や地域の防災拠点の役割を担う施設などを整備する改修計画とします。

2 業務対象

本業務における業務対象は、次のとおりとする。

対象公園：恵み野中央公園

公園種別：総合公園（11.1ha）

業務対象：測量調査、公園実施設計
面 積：約 6.5ha

3 業務内容

（1）測量調査（路線測量）

1)作業計画

1 業務

2)現地踏査

0.8km

0～1000 台未満／12 時間

3)中心線測量

0.8km

0～1000 台未満／12 時間

測点間隔 10m

4)縦断測量

0.8km

0～1000 台未満／12 時間

5)横断測量

0.8km

0～1000 台未満／12 時間

横断幅(平均)125m-135m

測点間隔 10m

【図】 測量調査および改修設計の対象範囲



※地形図データは、令和5年度 恵み野中央公園測量調査委託業務の成果を受託者に提供します。

※基準点測量は、初回打合せ時に必要点数を確認するものとし、その費用は設計変更で対応するものとします。

(2) 公園実施設計

1) 与条件の確認および調査

与条件や基本計画の把握と整理を行い、適用設計条件や設計基準、関連機関との調整内容を確認するとともに、設計対象地を中心に現地細部確認調査（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等）を実施する。

2) 整備計画の検討

既往計画および各種調査等の結果を踏まえ、本公園の計画平面図を作成するとともに、必要となる修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設等、各種導入施設の選定や仕様等の検討を行う。

3) 実施設計の検討

基本計画の内容および整備計画の適合性を確認した上で、以下の項目について検討する。

- ・意匠性、独自性に関する検討と設定
- ・安全性、機能性に関する検討と設定
- ・施工性、市場性に関する検討と設定
- ・維持管理性に関する検討と設定

4) 実施設計図の作成

実施設計の検討を基に、実測平面図・横断図に基づいた各種設計図面を作成する。

- ・各種設計平面図（縮尺 1/200～1/500 程度）
- ・造成断面図（縮尺 1/50～1/200 程度）
- ・各種施設構造図（縮尺 1/10～1/50 程度）

5) 数量計算

実施設計図面に基づき、施工数量や材料数量をとりまとめる。また、実施設計の検討に伴う構造や容量等の各種計算を実施し、取りまとめるものとする。

6) 実施設計説明書の作成

上記検討資料をとりまとめた報告書の作成を行う。

(3) 関係機関との協議資料作成

(1)、(2)において、業務担当員の指示に従い、業務遂行にあたり必要となる関係機関との協議資料の作成を行う。

(4) 打合せ協議

業務着手時、中間 1 回、納品時の計 3 回を基本とし、打合せ終了後、速やかに記録を作成し、業務担当員に提出する。

(5) 鳥瞰図の作成

各種設計図面をもとに、業務担当員との協議のうえ、本公園全体の完成予想図について、鳥瞰図（A3 サイズ 1 枚）および透視図（A4 サイズ 2 枚）を作成する。

(6) 市民からの意見収集

(2) 公園実施設計における整備計画の検討（公園全体の計画平面図、主要施設の選定および仕様等）において、ワークショップ形式の会議を開催などにより市民からの意見収集を実施し、計画への反映を検討する。

なお、ワークショップ形式の会議は 4 回の実施を想定している。

4 要求水準

本公園は、改修の基本方針として掲げた4つのグリーンインフラの取り組み、グリーンインフラで“憩う”、グリーンインフラで“守る”、グリーンインフラで“つなぐ”、グリーンインフラで“呼び込む”を具現化する。

また、平常時と災害時の2つの機能を総合的に検討し、最適な改修計画となるよう留意するものとする。

(1) 基本事項

1) 恵庭市緑の基本計画 令和4年版（令和4年6月）や恵み野中央公園改修基本計画（令和7年3月策定予定）（以下、「改修基本計画」という。）、恵庭市バリアフリー特定事業計画（令和6年3月）、恵庭市地域防災計画（令和6年3月）など上位計画や関連計画における方針などに留意すること。

2) 恵み野中央公園の改修計画策定にあたっては、地域で学び、働き、暮らす様々な主体で構成された恵み野中央公園を考える会が中心となり、同公園の将来像などについて議論してきた経緯がある。

今後の改修設計や改修工事においても、定期的に市民意見を聴取し反映する仕組み、市民との協働による管理運営など、市民と協力しながら改修・管理運営を進めていく必要があることに留意すること。

3) グリーンインフラ^{*1}を推進するとともに、SDGs^{*2}の目標達成に貢献する計画とすること。

※1 グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

（※「グリーンインフラ推進戦略（令和元年7月4日公表）」より）

※2 SDGsとは、持続可能な開発目標（SDGs）は2015年9月の国連総会において採択されました。17の目標は相互に関係しており、複数の課題の統合的な解決や、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことがSDGsの特徴です。

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラの推進は、SDGsの目標達成にも貢献するものと期待されています。



【図】グリーンインフラの考え方



【図】SDGsの考え方

4) 隣接する恵庭市立図書館（恵庭市恵み野西5丁目10-2）との相互利用に十分配慮した計画とすること。なお、同図書館は、令和6年8月に恵庭市立図書館改修基本構想を策定し、施設改修などが検討されていることに留意すること。

5) 駐車場は改修基本計画をもとに、下記のとおり検討すること。

■ テニスコート周辺駐車場（新設）

既設管理棟兼トイレを解体予定であることから、跡地に駐車場の整備を計画すること。駐車台数は、車椅子使用者用駐車施設を含めて 10 台程度を想定している。

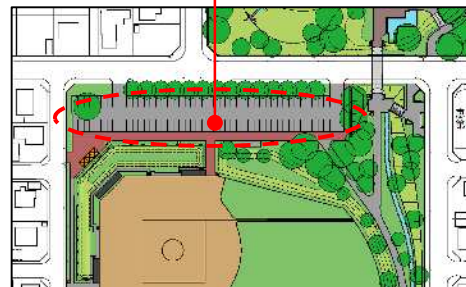
テニスコート周辺



■ 野球場周辺駐車場（拡張）

既設トイレを解体・移設予定であることから、跡地に既存駐車場の拡張整備を計画すること。拡張により増加する駐車台数は、車椅子使用者用駐車施設を含めて 10 台～15 台程度を想定している。

野球場周辺



※既設駐車ますは 2.30m×5.00m だが、改修時に 2.50m×5.00m に変更すること。

■ 図書館駐車場（拡張）

既設の図書館駐車場を拡張し、図書館利用者と公園利用者の共用駐車場の整備を計画すること。拡張により増加する駐車台数は、車椅子使用者用駐車施設を含めて 50 台程度を想定している。

図書館周辺

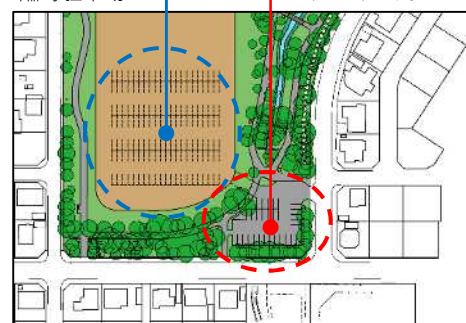


※既設駐車ますは 2.30m×5.00m だが、改修時に 2.50m×5.00m に変更すること。

■ 南側駐車場周辺（拡張）

既設南側駐車場の拡張整備を計画すること。拡張により増加する駐車台数は、車椅子使用者用駐車施設を含めて 10 台程度を想定しています。

臨時駐車場 南側駐車場周辺



また、南側駐車場から多目的グラウンドにつながる敷地内道路を新設し、イベント開催時などは臨時駐車場として利用できるよう計画すること。

※既設駐車ますは 2.30m×5.00m だが、改修時に 2.50m×5.00m に変更すること。

6) 自家用車や徒歩、自転車等の様々な利用者に対応したエントランスの整備と安全性に配慮した各種動線を確保する計画とします。

7) 地域の身近な都市公園として、花と緑にあふれる植栽を計画します。

8) 水と緑に気軽に親しめる空間として、緑に囲まれた木漏れ日の散策や安全に水遊び等が可能な施設を計画します。

9) 子どもが元気いっぱいに楽しめる遊具や大人の健康志向に対応した施設を計画します。

10) バリアフリーやユニバーサルデザイン、インクルーシブ等の利用者の利便性や快適性に配慮した施設を計画します。

なお、階段に代わるスロープの設置などにおいて、擁壁等の土木構造物の設計が必要となった場合も、本業務に含めるものとします。

(2) 改修基本方針の具現化

1) グリーンインフラで“憩う”

- 公園全体を通して四季の移ろいを感じられる植栽計画を進めます。
- 北側エリアの緩やかな芝生のひろばや、南側エリアのプレーパークひろばでは、将来的に大きな緑陰を形成する基調木を植栽し、広場のシンボルとします。
- せせらぎ水路およびその脇に計画する散策路については、サクラをはじめとする並木植栽の更新を図り、本公園の特色である良好な景観を保持します。
- 散策路端部にはアクセントとなる草花や低木を植栽し、散策やジョギング時の緩やかな視線誘導の効果を期待するなど、立体的に彩り豊かな空間として計画します。
- 南側エリアの築山改修にあたっては、冬季のソリ遊びなども想定した計画とします。
- 北川エリアと南側エリアを結ぶトンネル周辺は、安全・安心で魅力的な動線となるよう、路面の水はけの改善やトンネル内照明灯の改修などを計画します。

2) グリーンインフラで“守る”

- 北側エリアの壁泉では、修景・観賞的な機能は保持しつつ、敷地高低差を活かした水車による水力発電を計画します。ここで発生した電気はアンダーパス内や、散策路の照明灯の電力として活用します。また、発電量の分かるサイン施設もあわせて計画することで、子どもたちへの啓発と体现化を目指します。
- 南側エリアのパークセンターでは、屋根部分にソーラー発電が可能な構造とし、パークセンター内の電力の一部を補うことを計画します。
- 本公園では、夜間の散歩などによる利用も比較的多いことから、安全に歩行できる照度が確保できるように確認するとともに、必要に応じて公園灯の新設や移設を計画します。
- 南側エリアの池部の一部では、ヨシやワスレナグサなどの水質浄化に長けた水生植物を植栽し、池の水質悪化の低減化を図ります。
- 南側エリアは野鳥の観察スポットであることから、樹木の剪定や伐採、補植にあたっては十分に配慮します。
- 南側エリアの地域の催しひろばでは、災害時の一時避難時にも対応できるソーラー照明灯（AC電源付）、防災シェルター、かまどベンチ、バイオトイレなどを計画します。また、これら防災施設については常時に試験的に利用し慣れることが大事であることから、地域町内会などの団体活動時に積極的に体験していただくよう、アナウンスしていくこととします。

3) グリーンインフラで“つなぐ”

- 本公園では、地域市民が主体となり、公園敷地境界沿いにあるアナベルの維持管理を長く続けています。この様な活動を継続していくことで、地域市民の参加の輪が広がるとともに、新たなコミュニティ形成も育まれます。施設改修後もこの様な活動を持続させていくための方策を検討していきます。
- 以前は恵庭市内で広く見かけることのできたニホンスズランですが、過去の乱獲などの影響により、現在は見ることのできる場所はごく一部に限られています。施設改修にあわせて、ニホンスズランを移植し、地域性が感じられるよう、他の公園との差別化を進めていきます。移植は地域市民参加により実施することとし、あわせて地域市民との協創による

維持管理の方策について検討を進めていきます。なお、公園内の移植先は未定ですが、人目に付きやすい駐車場周辺や図書館中庭、散策路際などを候補とします。

■北側エリアの親水ひろば周辺や、南側エリアの図書館駐車場周辺において、地域市民が主体となった草花の維持管理を進めます。

■「ヒト・モノ・コト」のつながりを生み出すために、南側エリアに計画するパークセンターを、市民活動の拠点や情報共有の場として活用します。

■池の改修にあたっては、既存の水生生物等の保護および外来種への対応を考慮した施工手法等を計画します。

4) グリーンインフラで“呼び込む”

■南側エリアに計画するパークセンターより様々な公園利活用の情報を発信することで、活動内容を広く周知するとともに新たなニーズ層の拡充を進めていきます。例としてはプレーパークひろばでの体験活動、地域の催しひろばでの青空ヨガや、隣接するエコ動物専門学校が行っている犬のしつけ教室、公園内で増えた草花等の株分けなどが考えられます。

■誰もが楽しめる遊具ひろば（インクルーシブ遊具など）や親水ひろば、親子のキッズパーク、軽スポーツひろば（3on3、スケートボードなど）、プレーパークでの利用を想定した緩やかな芝生ひろばなどを整備し、多世代が利用・交流できる空間とします。

■軽スポーツひろばは、周囲をフェンスで囲み、門扉等により利用時間を制限が可能な計画とします。

■散策やジョギングに利用可能な周回性のある園路の整備を計画します。

■既存のテニスコートは防球フェンスやサーフェスなどの老朽化が目立つとともに、夜間照明の照度不足も指摘されていることから、全面改修を検討します。

■既存の野球場はダッグアウトなどの老朽化が目立つことから、部分改修を検討します。

(3) 災害時の機能

1) 恵み野中央公園は恵庭市地域防災計画（令和6年3月 恵庭市防災会議）において、一般災害時の一時避難所および地震災害時の一時避難地に指定されていることから、一時避難の区域として一定規模の平地部を確保する。

2) 大雨等の浸水対策として、雨水の流出抑制やグリーンインフラ等に配慮する。

3) 避難が遅れた周辺住民に対して、容易に避難が可能な形態とする。

4) 自家用車による避難および緊急車両の進入が容易な動線を確保する。

5) 自家用車による避難を想定した空間を確保する。

6) 一時避難所や様々な救援活動等に利用が可能な広場や施設を整備する。

7) 停電や断水等にも対応可能な防災施設を整備する。

5 成果品

成果品は以下のとおりとする。

(1) 測量成果簿（A 4 版）	1 部
(2) 実施設計説明書（A 4 版）	2 部
(3) 実施設計図面（A 3 版）	2 部
(4) 各種数量計算書（A 4 版）	2 部

(5) 鳥瞰図 (A 3 版)	1 部
(6) 透視図 (A 4 版)	1 部
(7) その他業務の遂行に要した資料 (A 4 版)	1 部

上記成果品については、電子データも電子媒体 (CD-R または DVD-R) に格納の上、提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 計画地は千歳川流域に位置することから、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」および「特定都市河川流域」に指定されています。1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水が浸み込みにくくする行為、すなわち、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為）は、北海道知事の許可が必要となりますので、許可申請に必要な書面等を作成すること。
- (2) 北海道内において、3,000 m²以上の土地の形質変更を行おうとする土地所有者等は、土壤汚染対策法に基づき土地の形質変更に着手する 30 日前までに北海道知事等に届出する必要がありますので、届出に必要な書面等を作成すること。
- (3) 設計範囲における概算工事費は約 8 億円を想定しています。
- (4) 改修工事は防衛省補助（民生安定助成事業）の活用を想定しています。
- (5) 一部の既存公園施設（遊具や公園灯など）は、移設にあたって手続きが必要となるもの、リース契約に基づき設置されているものが存在するため、実施設計時に確認してください。
- (6) 本仕様書に記載のない事項は、発注者と受注者との協議のうえ定めるものとします。